

大村育成会クラブ

指導者の手引き



地域の子どもは地域で育てる

令和8年3月
大村市教育委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 大村市認定地域クラブ活動指導者の登録要件について	2
3. 大村市が定める研修について	3
4. 登録手続き等	3
5. 有効期間	4
6. 不適切行為への対応	4
(1) 禁止される不適切行為	4
(2) 不適切行為への対応	4
7. 指導者等の業務について（通年）	4
(1) 指導計画の作成	4
(2) 生徒、保護者との連絡方法の確認	4
(3) 指導者の保険加入	4
(4) 指導者等の資質向上と研修	5
(5) 指導者等による安全に配慮した指導の徹底	5
(6) 学校施設を利用する場合の留意事項	6
(7) 指導者の例月事務	6
(8) 家庭との適切な連携	7
(9) 学校との適切な連携	7
(10) 大村市への報告	7
(11) 大会、コンクール等への参加	7
8. 各様式・参考様式	7

1. はじめに

大村市では学校部活動の地域展開に伴い、家庭・学校・地域そして行政が、それぞれの役割を担いながらつながり合い、「地域の子どもたちは地域で育てる」という意識のもとで、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指しています。

そのために、「大村市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動在り方等に関する方針」（以下「市ガイドライン」）により基本的な方向を示し、「大村市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を策定しました。この「大村市育成会クラブ事務の手引」は趣旨にそって育成会クラブを円滑に運営するための具体的な手順や対応等をまとめています。

大村市は、既にすべての中学校に部活動育成会が組織されており、令和8年度からは、休日の部活動の実施主体を「育成会クラブ」として地域展開することを基本方針としています。

子どもたちが、できるだけこれまで通りの環境で、スポーツや文化芸術活動に打ち込めるよう、今後とも学校、育成会、保護者等を支援しながら地域展開を進めていきます。

2. 大村市認定地域クラブ指導者登録要件

次の全ての要件を満たす者を、大村市認定地域クラブ指導者（以下「認定地域クラブ指導者」という。）として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させたスポーツ・文化芸術活動である地域クラブで指導することを理解し、そのために必要な資質能力を備えた者であること
- (2) 市が定める研修を受講した者であること
- (3) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど認定地域クラブ指導者として不適格な者

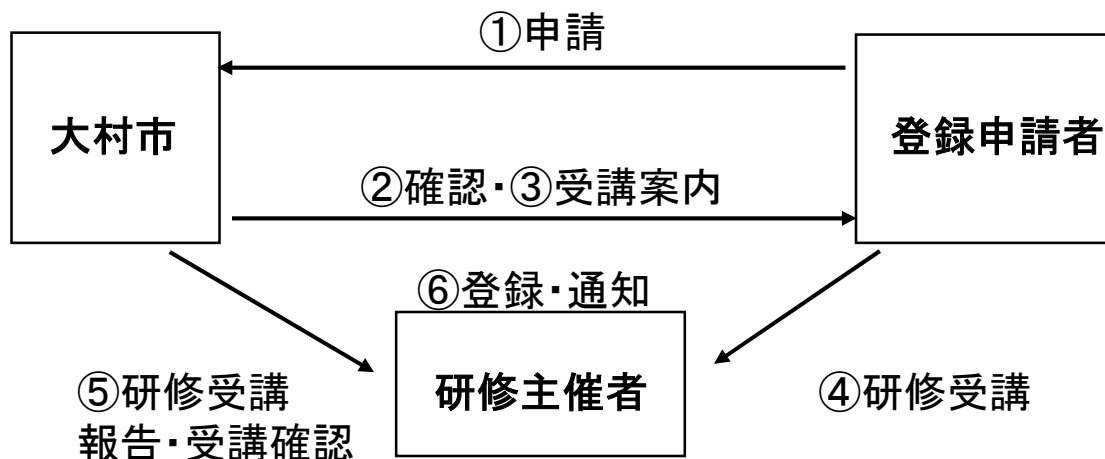


3. 大村市が定める研修について

(1) 対象となる研修

- ① 大村市が主催する研修
- ② 長崎県が主催する研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体等が主催する研修
- ④ 大村市が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が主催する研修

4. 登録手続き等



① 登録を受けようとする者からの申請

(登録申請書(様式第1号)及び誓約書の提出)

② 市による確認

③ 要件を満たしている場合、登録申請者に対して研修の受講案内

④ 研修受講

⑤ 研修受講報告・受講確認

⑥ 認定地域クラブ指導者として登録し、その旨を通知

※ 登録申請者が所属する地域クラブが決まっている場合、地域クラブを通じて、登録申請者から市に対し登録申請書等の提出を行うこと、市から登録申請者に対し研修の受講案内等を行うことがある。

※ 認定地域クラブ指導者は、登録事項等に変更があった場合、速やかに市に報告するものとする。

5. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末）とする。

（例：令和8年度中の登録の場合は、令和11年度末とする。）



6. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 育成会クラブ指導者は、育成会クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

(2) 不適切行為への対応

- ① 育成会クラブ指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、育成会クラブが、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、育成会クラブ等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、大村市に報告します。なお、報告を受けた大村市において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられます。
- ② 上記のほか、大村市に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられます。
- ③ 大村市においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとします。

7. 指導者等の業務について（通年）

(1) 指導計画の作成

- ・参加する生徒数に応じた年間及び月間指導計画（予定）を作成し、生徒、保護者、育成会クラブ関係者と共有してください。

(2) 生徒、保護者との連絡方法の確認

- ・指導者は、育成会クラブが作成した参加生徒一覧表を共有するとともに、今後の連絡方法（緊急時連絡体制を含む）等を確認します。

(3) 指導者の保険加入

- ・指導者が安心して活動できるようにスポーツ安全保険等へ必ず加入することを規定しています。ただし、部活動の指導も行っている場合に、部活動と育成会クラブで別々に加入する必要はありません。

(4) 指導者等の資質向上と研修

①方針等の共通理解の徹底

- ・育成会クラブ関係者（代表者、指導者等）により、市ガイドラインに基づく活動方針等を徹底してください。
- ・生徒の安全・健康面への配慮等、生徒に対する指導力の質を高め、暴力・暴言、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶を徹底してください。

②研修会と相談について

- ・指導者等は、市が主催する指導者研修会を必ず受講してください。開催案内は別途市から各育成会クラブへ連絡します。
- ・市は安全安心な活動を確保する観点から、生徒や保護者からのハラスメント等の相談があった場合には、必要な指導、助言を行います。

(5) 指導者等による安全に配慮した指導の徹底

①生徒の自己指導能力育成

- ・指導にあたっては、生徒が自分自身で障害等を予防する自己管理能力の育成に努めてください。

②安全指導の充実

- ・指導者（見守りを含む）は複数名を基本とし、様々な状況に適切に対応する体制を整備するとともに、活動時の安全確認と生徒に配慮した指導を徹底してください。活動中の事故、自然災害等の緊急的な状況に対応できる体制（緊急連絡方法等）を整備し、育成会クラブ関係者及び参加生徒、保護者間で共通理解をお願いします。

③生徒の健康管理

- ・生徒の心身の健康状況の把握に努めながら、状況に応じた柔軟な活動内容とすることを指導者間で共通理解をお願いします。

④熱中症予防対策

- ・県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和4年7月25日付け4教体第201号）を必ず確認し、適切に対応することを育成会クラブ関係者及び参加生徒、保護者間で共通理解をお願いします。

⑤重大事故発生時の対処

- ・重大事故発生時に育成会クラブとして適切に対応するために、「生命の確保」を最優先する対応手順を作成し、関係者間で必ず共通理解を図ってください。
- ・学校施設を利用して活動する場合、学校は緊急時対応等を想定して教職員を配置することはありません。ただし、例えば学校職員が勤務している時に、事故により救急搬送を要請する事態が発生した場合、学校職員がいれば躊躇なく応援を求める等、安全安心な活動を基本とした対応をお願いします。
- ・指導者は市が実施する研修会等を通して、応急手当や救命措置等について理解し、実践力向上に努めてください。
- ・生徒間で加害、被害の関係による事故、怪我が発生した場合は、事実に基づいて保護者と連携しながら丁寧な対応をお願いします。

⑥生徒指導に係る問題への対応

- ・生徒同士のトラブルやいじめの訴え、相談等があった場合は、決して放置することなく、関係者で情報を共有しながら育成会クラブが主体となって、家庭や学校と連携しながら事実に基づいて解決に努めてください。また、その内容について、必ず学校に報告してください。

(6) 学校施設を利用する場合の留意事項

①マナー、ルールの遵守

- ・学校のルールに基づいた施設の使用、片付け、美化等に努めてください。

②適切な使用の徹底

- ・学校施設や借用備品等は丁寧に使用し、誤って破損等した場合は必ず学校に申し出てください。状況により、育成会クラブまたは個人に修繕等を求める場合があります。
- ・活動中の軽微な怪我等の対応のために、無断で保健室等の学校施設を利用することや、応急手当のための用品を使用することはできません。必要な用品は育成会クラブで準備してください。

③安全配慮の徹底

- ・保護者送迎のため駐車場の混雑が予想される場合は、状況に応じて誘導等の対応をお願いします。特に生徒の安全確保を徹底してください。
- ・熱中症警戒アラートをはじめ様々な警報等が発表された場合は、安全確保を最優先してください。学校から警報等の情報が提供された場合、学校の方針に従って対応ください。

(7) 指導者の例月事務

①指導者実績報告（別添様式参照）

- ・年間及び月間事業計画に基づき、指導者を配置してください。
- ・指導者が作成した「指導実績報告書」を確認し、育成会クラブ活動・学校部活動審議会事務担当者への定期的に提出してください。（謝金支払いの根拠となります。また、部活動支援アプリの導入を検討中です。導入後はアプリ内で確認予定です）。

(8) 家庭との適切な連携

①状況に応じた家庭連絡

- ・活動中の事故、怪我、生徒同士のトラブル等が発生した場合は、家庭に連絡し、連携して解決に努めてください。

(9) 学校との適切な連携

①連絡の確認

- ・育成会クラブと学校との連携を図るため、それぞれの連絡先を確認してください。（アプリ導入予定、導入後はアプリによる相互連絡）



②緊急時の連絡

- ・極めて重大な事故が発生し、骨折や入院加療等生徒が学校生活に支障をきたし、特段の配慮が必要と認められる場合は、学校へ連絡するとともに、保護者に対し、直接学校と相談するように促してください。

③学校との情報共有（学校へ連絡する例）

- ・生徒同士のトラブルやいじめがあり対応した場合
- ・特に複数の学校から参加している生徒が関係している場合や、関係生徒に深刻な影響があり、学校の継続的な指導が必要であると判断される場合
- ・生徒の心身の状態が不安定であり、家庭や学校と連携した見守りが必要であると判断される場合
- ・その他、育成会クラブが学校と連携した対応が必要であると判断した場合

(10) 大村市への報告

①事故発生時

- ・重大事故が発生し、家庭や学校と連携した場合の対応経過

②施設、備品等の破損等時

- ・破損等の状況と対応経過

③その他 運営上の問題発生時

- ・育成会クラブ運営における諸問題の対応経過

(11) 大会、コンクール等への参加

①参加手続き

- ・育成会クラブの大会、コンクールへの参加については、それぞれの参加規定に応じた登録、申請等の手続きを行ってください。
- ・各大会等への参加登録等手続きに関する情報は、各育成クラブが主体的に収集してください。
- ・各大会等には育成会クラブ指導者の引率で参加してください。

8. 各様式・参考様式

(1) 「登録申請書」及び「誓約書」（様式第1号）

(2) 「指導実績報告書」（参考様式）